

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
令和4年10月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東北(受) 第 2200038 号

厚生局事案番号 : 東北(厚) 第 2200042 号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における請求期間①の標準賞与額を17万円、請求期間②の標準賞与額を20万円、請求期間③の標準賞与額を20万5,000円、請求期間④の標準賞与額を19万6,000円、請求期間⑤の標準賞与額を20万5,000円、請求期間⑥の標準賞与額を20万円、請求期間⑦の標準賞与額を21万5,000円に訂正することが必要である。

請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主は、請求者に係る請求期間①から⑦までの各期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成28年8月8日
② 平成28年12月27日
③ 平成29年12月29日
④ 平成30年7月31日
⑤ 平成30年12月28日
⑥ 令和1年7月31日
⑦ 令和1年12月27日

私は、請求期間①から⑦までの各期間の賞与について、派遣元であるC社から支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、当該賞与に係る年金記録がない。

厚生年金保険被保険者資格は、派遣先であるB事業所において平成28年6月1日に取得し、令和2年11月11日に喪失しており、当該期間中に支払を受けた請求期間①から⑦までの各期間の賞与について、賞与明細書及び預金通帳を提出

するので、B事業所の賞与として記録してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者は、請求期間①から⑦までの各期間を含む平成28年6月1日から令和2年11月11日までの期間は、B事業所の厚生年金保険被保険者であることが確認できるが、請求者は、C社からB事業所に派遣されていたと陳述しており、請求者から提出された賞与明細書及び預金通帳によると、C社から請求者の平成28年6月から令和2年11月までの期間の給与及び賞与が支払われ、当該給与及び賞与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

このため、請求者は、上記期間についてC社における厚生年金保険被保険者であったとも考えられることから、日本年金機構に照会したところ、厚生年金保険被保険者資格を給与の支払を受けている事業所以外とする取り扱いは通常あり得ない旨の回答があり、これらの事情について、B事業所及びC社に照会したが、回答を得ることができなかつた。

一方、B事業所の担当者は、日本年金機構の照会に対し、本部はC社である旨陳述しているほか、請求者及び同僚照会により回答のあった複数の者は、C社はB事業所の本部である旨陳述している。また、オンライン記録によると、平成29年7月支払の請求者に係る標準賞与額は、B事業所が年金事務所に対して提出した健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）により記録されていることが確認できる上、平成29年9月から令和2年9月までの期間の定期決定及び随時改定の各記録は、C社から支払われた給与に基づき、B事業所が提出した各種届出により記録されている。さらに、雇用保険被保険者の記録においても、請求者は平成28年6月1日から令和2年11月10日までの期間については、B事業所の被保険者となっている。

これらの状況に鑑みるならば、B事業所及びC社を同一の主体とみなして、請求者の請求内容を検討することが適切である。

そこで、前述の賞与明細書及び預金通帳によると、C社から請求者に対して請求期間①は17万円、請求期間②は20万円、請求期間③は20万5,000円、請求期間④は19万6,000円、請求期間⑤は20万5,000円、請求期間⑥は20万円、請求期間⑦は21万5,000円の賞与が支払われ、それぞれの賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料をC社により賞与から控除されていたことが認められるところから、請求期間①から⑦までの各期間に支払われた賞与について、これらをB事業所における標準賞与額として記録することが妥当である。

なお、B事業所の事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所の事業主からは、請求期間①から⑦までの各期間の請求者に係る賞与支払届の届出や厚生年金保険料の納付について回答を得られなかつ

たものの、B事業所の事業主は、請求期間①から⑦までの各期間について、賞与支払届総括表を年金事務所に対して不支給として提出（厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和2年8月31日年金事務所受付、請求期間①の賞与支払年月は平成28年7月として届出）していることから、年金事務所は、請求者の請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、B事業所の事業主は、請求期間①から⑦までの各期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。